

「くまなびの日」

「くまなびの日」とは

熊本県教育委員会では、子供と家族と一緒に休める環境整備を進めています。その取組の一つとして導入する「くまなびの日」は「熊本」と「学び」を組み合わせた熊本県発の新しい学び方です。

今回、西原村教育委員会においても、「くまなびの日」を導入します。

対象は、山西小学校、河原小学校、西原中学校の子供たちです。

子供が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動を行うとき、欠席とはせず「出席停止・忌引等」と同じ扱いとします。

保護者等の休暇に合わせて届け出をし、年に3日まで取得することができます。

「くまなびの日」届け出の流れとは

1 計画を立てる

子供と一緒に体験や探究の学び、活動について話し合い、計画を立てる。
※下部、学びのキーワードを参考に

① 学ぶ日 ② 学ぶ場所 ③ 学ぶこと

2 届け出る

学校から指定された方法で、期限までに届け出る。

3 くまなびの日

子供と一緒に、校外で体験や探究の学び・活動を行う。

4 振り返る

学んだことについて子供と話し合ったり、次回の計画を考えたりする。

■ 学びのキーワード ■

見て学ぶ	：歴史	科学	文化	史跡	環境	防災	美術	読書	等
ふれあい学ぶ	：自然	動物	植物	伝統文化	国際交流	等			
体験して学ぶ	：農業	漁業	林業	ものづくり	スポーツ	音楽	等		
その他の学び	：SDGs	DX	等						

ご留意いただきたいこと

- 「くまなびの日」は、取得の7日前までに学校へ届け出る必要があります。
- 「くまなびの日」を取得することで受けられない授業内容は、自習をしてください。
- 学校行事の日やテスト期間など、「くまなびの日」を取得することができない日（期間）があります。詳細は学校へお問い合わせください。

<お問い合わせ先>
西原村教育委員会

学校教育係

TEL 096-279-4424